

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

「倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）」～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの

「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの

「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
18	指摘事項 1	第2章 監査対象の概要 2. 倉敷みらい創生人口ビジョン ＜倉敷みらい創生人口ビジョン、倉敷みらい創生戦略の目標値と実績値の乖離について＞	倉敷みらい創生戦略を定期的に見直し、目標値と実績値の乖離が著しい場合には、改訂の検討も行うべきである。また、次の倉敷みらい創生人口ビジョン及び倉敷みらい創生戦略を策定する上で、目標値の策定は当然重要であるが、目標を大きく下回った場合にはどのように対処するのか、次善の策を検討すべきである。	企画経営室	措置済	令和2年1月の一部改訂において、目標値と実績値が大きく乖離する指標値については、見直しを行いました。次期戦略においても進捗状況管理において、適切な指標値となるよう見直しを行う予定です。
27	指摘事項 2	第2章 監査対象の概要 3. 倉敷みらい創生戦略 ＜KPIに対する具体的な事業の策定について＞	KPIは目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定する指標であり、達成するための取組（交付金事業等）によって現れた成果と説明できるものである必要があり、KPIに対応する具体的な取組、事業策定を検討すべきである。	企画経営室	対応中	次期戦略策定時には、KPIに対応する具体的な取組等を検討していく予定です。
36	指摘事項 3	第2章 監査対象の概要 5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況） ＜KPIのアウトカム指標の設定について＞	KPIはアウトカム指標の設定が原則であり、平成30年4月に内閣府地方創生推進事務局より公表された「地方創生事業実施のためのガイドライン」を参考に、遅くとも次期の戦略策定時には適切なアウトカム指標を設定すべきである。	企画経営室	対応中	次期戦略策定時には、KPIについては、原則、アウトカム指標を設定するようにしたいと考えています。
36	指摘事項 4	第2章 監査対象の概要 5. 事業の進捗管理（平成30年度進捗状況） ＜PDCAサイクルのA（Action）の実施について＞	遅くとも次期の戦略策定時には、PDCAサイクルのA（Action）について、課題点、問題点に対する事業計画の改善・見直し方針等を決定し、倉敷みらい創生戦略進捗状況に記載のうえ、地方創生等特別委員会を実施する等、A（Action）を文書化し、明確にする体制とすべきである。	企画経営室	対応中	次期戦略の策定において、検討します。
51	指摘事項 5	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 1. 企業誘致推進事業 ＜パンフレット等に使用するイラストの確認について＞	パンフレット等に使用するイラスト、ロゴ等については、商標権を侵害していないか、不適切な表現がないか等を確認のうえ、掲載すべきである。	商工課	対応中	指摘のあったパンフレットについては、制度改正のタイミングにあわせて今年度中に改正を予定しています。イラスト・ロゴ等について、不適切な表現がないか等の確認を行います。
78	指摘事項 6	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 7. 産学共同研究事業 ＜研究費の使途について＞	事業費である研究費は、産学共同研究実施要領に定められた当事業に直接関係のあるものにすべきであり、直接関係のないものについては、大学の予算にて購入すべきである。また、研究活動が終了した後の支出については対象にすべきでない。	市立短大	措置済	研究費の使途については従来の使途を見直し、令和元年度事業からは産学共同研究実施要領に定められた事業に直接関係のあるものに限定して執行しています。
78	指摘事項 7	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 7. 産学共同研究事業 ＜備品台帳について＞	公費により購入した備品は市の財産であることから、備品台帳に記載の上、管理責任部署等を明確にし、適切に管理すべきである。	市立短大	措置済	産学共同研究事業における備品台帳を整備し、遡及して備品を調査・明記しました。今後も適切に管理を行います。
78	指摘事項 8	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 7. 産学共同研究事業 ＜特許権等の取り扱いについて＞	産学共同研究によって生じる特許権等は、本来市に帰属すべきものが市に帰属しない結果となってはならず、産学共同研究実施要領において事前に明確しておくべきである。	市立短大	対応中	令和2年度産学共同研究事業から契約書の内容を見直し、当年度の研究課題において特許権を含む知的財産権に影響が考えられる場合には必要な項目を明記します。
79	指摘事項 9	第4章 働く場を創るまち倉敷 I 地場産業の競争力強化 7. 産学共同研究事業 ＜研究結果の公表について＞	産学共同研究は、その成果が商業目的で利用されることを含め、地域経済の発展に寄与するべきものとして公費が投入されるものであるから、その研究成果が公表されていないことは事業の趣旨に照らして適切ではなく、産学共同研究の研究成果は、特許権等に必要配慮を行った上で公表すべきである。	市立短大	措置済	令和2年3月に完了した研究事業報告書を本校のホームページに掲載しました。今後も産学共同研究事業の報告書が完成した後は、ホームページに掲載し公表します。
109	指摘事項 10	第4章 働く場を創るまち倉敷 II 魅力ある雇用の場の創出 6. 新規就農サポート事業 ＜ホームページの更新について＞	市の新規就農者向けのホームページには、倉敷市新規就農ガイドが添付されているが、監査実施時点で要件の変更前のものとなっている。制度変更の際には、適時にホームページの更新を実施すべきである。	農林水産課	措置済	御指摘後確認し、令和元年度中に修正しました。制度変更の際はホームページの記載も修正するよう留意します。
132	指摘事項 11	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 1. 高梁川流域学校事業 ＜補助対象経費が全て委託費の事業について＞	高梁川流域学校事業については、その性質から個々の事業における事業経費全てが委託費であることは合理的な場合があるが、補助金事業の性質を鑑みれば、予算の段階で事業経費全てが委託費である場合、補正予算等により全て委託費に変更される場合等については、その合理性、契約の内容（著作権の帰属、再委託の要否等）を事前に確認すべきである。	企画経営室	措置済	令和元年度の実施にあたっては、個々の事業における事業経費全てが委託費となる事業は無いことを確認し、実施しました。なお、当該事業は令和元年度で終了しています。
155	指摘事項 12	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 3. 商業活性化事業 ＜法人の市税納税証明書の確認について＞	法人が市税を完納しているかどうかについて、当該法人の市税納税証明書の提示をもって、確認を行うべきである。	商工課	措置済	法人についても、従来より、当該法人の市税納税証明書の添付により、市税の完納確認を行っていましたが、監査対象の申請については添付漏れとなっていました。監査後は、担当者として上司の複数で必要書類の確認を行い、再発防止に努めています。
155	指摘事項 13	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 3. 商業活性化事業 ＜補助対象事業の書類の受理について＞	個々の補助対象の事業を正確に把握、管理するために、日付、通知番号を記入した正確な補助対象事業に係る実績報告書等を受理すべきである。	商工課	措置済	不備のある実績報告書等については、補正指示を徹底し、日付、通知番号を記入したものを受理するようになっています。
190	指摘事項 14	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 17. 保健医療団体支援事業 ＜奨学金貸付金の遅延利息について＞	奨学金の貸付を行う学校と、貸付の相当額を補助する市との間において、返還義務者が返還を遅延した事による遅延利息が発生した場合の取り扱いを明確にすべきである。	保健課	措置済	奨学金貸付事業補助金取扱要領を改正し、遅延利息が発生した場合は、市へ納付するよう明記しました。
190	指摘事項 15	第4章 働く場を創るまち倉敷 VI その他 17. 保健医療団体支援事業 ＜補助金要領の整備について＞	看護師養成機関補助金のうち、倉敷看護専門学校3年課程補助金、2年課程補助金、児島看護高等専修学校補助金、岡山県訪問看護ステーション連絡協議会補助金、くすのき会補助金、ともしび会補助金、倉敷市鍼灸マッサージ師会補助金について、補助金要領等を整備し、補助金交付の目的、要件等を明確にすべきである。	保健課	措置済	倉敷看護専門学校3年課程補助金、2年課程補助金、児島看護高等専修学校補助金、岡山県訪問看護ステーション連絡協議会補助金、くすのき会補助金、ともしび会補助金、倉敷市鍼灸マッサージ師会補助金について、補助金交付要領を策定しました。

（公表日：令和2年7月27日 通知日：令和2年7月15日 法第11号）